平成２８年（フ）第１４８８号
神奈川県綾瀬市上土棚中１丁目６番５―11号
破産者　菊地亜耶香（旧姓斎藤）
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５６８号
横浜市鶴見区仲通３丁目77番地８　セリバシ鶴見103号室
破産者　守屋　信夫
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５９号
岐阜県関市武芸川町八幡1406番地２
破産者　西村　裕昭
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第６０号
岐阜県関市武芸川町八幡1406番地２
破産者　西村あや子
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１００号
岡山県倉敷市玉島阿賀崎1207番地、前住所岡山県浅口市金光町佐方71番地10
破産者　髙塚　浩二
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第３０２号
愛媛県松山市北条辻225番地４
破産者　藤本　公子
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４号
長崎県大村市武留路町461番地
破産者　福田　芳次
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
長崎県大村市武留路町461番地
破産者　福田奈留子
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第５５号
長崎県諫早市久山台50番地９
破産者　浦　　英文
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第４０号
鹿児島県鹿児島市郡元１丁目15番12号（第６大丸ビル310号）
破産者　塗木　峰夫
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２８６号
茨城県笠間市大田町457番地８
破産者　近藤　智広
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第６０号
茨城県水戸市見和１丁目381番地の12　市営桜が丘住宅27号１―３Ｆ
破産者　奥ノ谷節子
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第７０号
群馬県安中市中後閑10番地１
破産者　中里　節子
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２４号
埼玉県所沢市大字山口1399番地の５　エステート下山口103、前住所埼玉県所沢市大字荒幡365番地の12
破産者　石津　　悟
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１４１号
神奈川県秦野市今泉1014番地の２　シェルフォーレ　102号、前住所神奈川県秦野市入船町11番５―802号
破産者　露木ふき子
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３２７号
静岡県藤枝市五十海２丁目３番23号　コーポ石田101号、旧住所静岡県藤枝市時ヶ谷387番地の13
破産者　藤田　正博
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０６４号
名古屋市熱田区四番２丁目１番15号　福洋マンションＮＷ２号、従前の住所愛知県海部郡蟹江町緑１丁目123番地　日光ビル302号
破産者　岡部桂一郎
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部